

## ハガキや携帯電話での悪質な請求にご注意 ～いまだになくならない架空請求～

新聞やニュースでも目にすることがある、いまだになくならない架空請求ですが、身に覚えのない話で不安になった消費者が連絡先電話番号などに電話をかけ、そこでさらに不安をかきたてるような話をされたり、急かされたりして、請求されるままに支払ってしまうようです。このような悪質な業者に関して情報提供するとともに、被害の拡大防止のため、注意喚起します。

### 【民事訴訟管理センターからの架空請求ハガキは無視しましょう！】

「民事訴訟管理センター」からハガキが届いたとして、全国の消費生活センターに寄せられた相談が今年3月から急増しています。実際に、町内住民のところへもハガキが届いたという情報を頂いています。

『貴方の未納された総合消費料金について、契約会社から民事訴訟としての訴状の提出をされたことを通知します』、『民事訴訟及び裁判取り下げ等のご相談に関して当局で承っています』という内容で連絡を促すように記載されています。

【H 29.5.1 国民生活センター公表より】

### 【架空請求事業者と交渉するとうたう（株）クラブにご注意！】

消費者の携帯電話に「有料動画サイトの未納料金が発生しています。本日連絡なき場合、法的手続きに移行します」と記載された携帯ショートメールが送信されます。消費者が連絡先電話番号をインターネット検索すると、「詐欺被害相談サイト」が表示され、そこへアクセスすると巧みに誘導され、クラブという業者に電話します。「お客様に代わってこれ以上請求されないようにサイト業者と交渉します。今日中に振り込めば、通常10万のところ、5万4千円で承ります」と告げられ、交渉依頼に関する契約と依頼料の請求をされ、指示されるまま支払うことになってしまいます。

消費者庁が調査したところ、クラブとの取引は、消費者の利益を不当に害するおそれのある行為（不実の事を告げる）を確認しました。事業所はクラブの関係者が在住しているか全く不明で、クラブの実態は判然としていません。ウェブサイトに記載された電話番号や教えられた電話番号の契約者は他社名義や電話転送サービス業者を複数介しており、実態が容易にわからないようにしています。

クラブは実際には消費者に有料動画サイトの未納料金が存在しないも関わらず、「あなたには〇万円の未納料金があります」と告げることがあります。また、「1社とはけりがついたが、他のサイトにも閲覧履歴があります。あと〇万円支払っていただく必要があります」と告げて困惑させ、さらに追加でお金を請求してきます。

ネット上には、「詐欺被害の相談サイト」などと称するサイトがありますが、その中には、架空請求の解決をかたる悪質な業者が存在しますので、十分注意しましょう。

【H 29.5.22 消費者庁公表より】

消費生活相談のことなら・・・

- 岐阜県県民生活相談センター 058-277-1003
- 輪之内町消費生活相談窓口(住民課) IP: 050-5808-9600, 0584-69-3111
- 消費者ホットライン ☎188